

議会運営委員会

番 号	令7・11号	受理月日	令和7年9月2日	付託月日	令和7年9月18日
件 名	世田谷区における政治家・政党ポスター掲示の自粛を求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
【趣旨】 区において日常から家屋の壁、コインパーキング、自販機等に貼られている政治家・政党のポスター掲示を自粛し、選挙期間の公設掲示板での掲示のみに限ることを求めます。 【理由】 世田谷区内には何らかの選挙が行われなくても、日常的に政治家や政党のポスターが、家屋やコインパーキングの壁、自販機などに数多く貼り出されています。特定の政治家や政党を支持されている方本人が掲示することについては、ある程度理解できるものの、コインパーキングや自販機などは、明らかに持ち主に許可を得ていないと思われるものが多く、著しく街の美観を損ねています。 さらに、風雨に晒され、剥がれ落ちたポスターについて、政治家や政党に連絡してもほとんど回収に来てくれず、近隣住民が後始末を強いられています。剥がれたら剥がれたで、強力な粘着テープの跡が色濃く残り、壁を傷めてしまっています。なかには、処分しようとする「器物損壊罪に当たるからそのままにしておけ」と強圧的な態度に出る政治家もあり、どうしたらよいのか心労が重なります。 今年も都議会議員選挙、参議院議員選挙と大きな選挙が続いたこともあり、街のポスターの数は飛躍的に増大し、区内の景観が悪化しました。政治家、政党の方々は、こうした状況に無関心なののでしょうか。区民として強い憤りを感じざるを得ません。政治活動の自由は尊重されるべきですが、SNSが普及している現在、閑静な住宅街の景観を損ねてまで、顔と名前を売ることがそれほど必要でしょうか。ポスター掲示は選挙期間中の公設掲示板に限るべきです。					

目黒区や台東区では、政治家や政党のポスター掲示について、すでに自粛する決議が行われています。区民の代表である議員の皆様は、区内の状況をよくよく認識され、世田谷区においても速やかに、ポスター掲示を自粛する決議を行うよう強く求めます。